

警 告 書

**** 殿

平成 29 年 5 月 17 日

公益社団法人日本パワーリフティング協会
会長 宮本 英尚

貴殿は、当協会の正会員であるところ、後記事実にかか
る貴殿の言動は、当協会の名誉を傷つけ、当協会の業務運
営を妨げる行為ですから、厳に慎むよう警告します。

また、早急に適正な措置を図るよう要請します。

なお、貴殿の言動の性質に照らして、当協会の名誉回復
を図る必要から、本警告書は氏名を除き一般に公開するも
のとします。

記

- 1 平成 29 年 4 月 22 日から 5 月 13 日にかけて、SNS
において、誰でも閲覧可能な公開の方法で、虚偽の事実
を指摘し、あるいは、独自の見解があるにせよ一方的な
協会批判を公表し、その一部については「情報の拡散を
お願いします。」などと殊更に社会に流布されるよう仕
向けた事実。

注：個々の事実についての協会の見解は平成 29 年 5 月 17 日付、会長声明のとおりです。一般論として、当協会理事会は、正当な批判は受け入れますが、結論が未確定のまま何ら制限なく広く一般社会に独自の見解を流布することは、当協会の名誉を損ない、業務の妨害となるため、定款の定める社員の除名事由に当たると考えています。

2 平成 29 年 5 月 4 日、SNS において、誰でも閲覧可能な公開の方法で、「**氏（専務理事）がいる事でメリットを受けているジムや業者がおられる。それが事実なら、その方々は**氏の専務理事留任に賛成されます。但し、罷免となった時、その方々は新しい JPA では排除の方向へ押しやられます。」などと根拠なく公表し、現在の当協会の協力を困惑させて当協会の業務を妨害した事実。

3 平成 29 年 5 月 9 日、第三者である旅行会社に対し、同社の担当者の都合で訪問を断られたにもかかわらず強引に訪問し、SNS に投稿することを告げずに担当者の写真を勝手に撮影したうえ無断で投稿し、更に、担当者の説明と異なる虚偽の事実を SNS に投稿して流布し、当協

会の社会的信用を毀損し、業務を妨害した事実。

- 4 平成29年5月1日、同4日、SNSにおいて、誰でも閲覧可能な公開の方法で、「**氏を専務理事から罷免する理由として、悪事（引用致しますが事実かどうかは不明。この点お断りしておきます）を暴く事を方法とする。」などとして根拠を確認しないまま、当協会の特定の理事について、「パワハラ・セクハラ of 被害者がいる、使い込みの疑いがある、本部に強制捜査が入る可能性が大きい、有罪となった場合、JPAの公益社団法人の資格は取り消せられてしまう可能性が大。」などと公表し、当協会の名誉を毀損した事実。

以上